

2 類管に用いられる弁及び管取付け物に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

2 類管に用いられる弁及び管取付け物に関する事項

改正理由

一般的に、脆性材料である鑄鉄は、外部からの衝撃等も考慮にいたした十分な強度が求められることから、使用圧力の高い 1 類管や 2 類管への使用は限定されている。具体的には、現行規則では、油圧操作に用いる 1 類管の弁にあつては、鑄鉄材料特有の「す」に油が染み込み、摺動部の潤滑に都合が良いと考えられることから、十分な強度を有すよう設計された場合に限り、特例として鑄鉄材料の使用が認められる旨規定している。

上記特例は 1 類管に対してのものであるが、2 類管に使用される弁においても、1 類管と同様に取扱うことができると考えられるため、今般、当該 2 類管に使用される鑄鉄製の弁に関しても 1 類管と同様の取扱いとなるよう関連規定を改めた。

改正内容

2 類管に分類される油圧操作用配管に用いられる弁においても、鑄鉄製の弁の使用を条件付きで認める旨規定した。